

平成 29 年度第三回森林環境保全基金運営委員会 会議要旨

開催日時 平成 30 年 3 月 23 日（金） 13 時 00 分 ～ 15 時 00 分
開催場所 高知城ホール 2 階中会議室
参加者 (委員)
堀澤栄委員長、松本美香副委員長、岡村好文委員、門田芳穂委員、
川村純史委員、近藤純次委員、立石憲生委員、堂本真実子委員、
西内大委員、林須賀委員
(事務局：高知県林業環境政策課)
森下林業振興・環境部副部長、坂本課長、小谷課長補佐（木の文化担当）、
東主幹
(事業担当課)
森づくり推進課：高橋チーフ
木材増産推進課：櫻井課長、中屋チーフ、出口主任
木材産業振興課：竹崎課長補佐
高等学校課：國廣指導主事、中島主幹
生涯学習課：倉松主任社会教育主事
環境共生課、鳥獣対策課は欠席

1 森下林業振興・環境部副部長挨拶

2 報告事項の進行について

(事務局)

報告事項の進め方について説明。その後、会の進行を委員長へお願いする。

3 報告事項

【1】「今後の森林環境税のあり方に関する方向性（案）」に対するパブリックコメント 実施結果について（資料1）

(委員長)

それでは報告事項1に入る。

今後の森林環境税のあり方に関する方向性（案）」に対するパブリックコメントの実
施結果について事務局より説明をお願いする。

(事務局) 資料1について説明

(委員長)

何かご質問はあるか。

(委員長)

今回のパブリックコメントに対して否定的な意見が無かったということで、森林環境税を継続して、支援を続けて欲しいとの意見であったかと思うがどうか。

また、今まで行ったパブリックコメントで否定的な意見はあったのか。

(事務局)

5年前に行ったパブリックコメントでも無かったように思う。

(委員長)

反対意見は無いのか。

(事務局)

今までに反対との意見は無かったが、森林環境税としては政策的には目的を達成できたのでは。との意見が5年前にはあった。明確な反対意見は無かった。

(委員長)

反対では無かったが、かなり達成できたのではないか言う意見であったのか。

(事務局)

そのとおり。目的が達成できたのではないか。との意見であったと記憶している。

(委員長)

それに対して、まだまだ支援して欲しいという意見を今回は頂いたということではないのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

今回のパブリックコメントの意見に対して、適切に回答しており、良かったと思う。元々、県の森林環境税の用途そしてお金の使われ方はバランスよく、大変結構である。

資料1のP4の中ほどにある意見は60年生であっても保育間伐の支援をいただきたいとのことだと思うが、それに対する回答が国もそうだが林齢が60年生を超えるとCO₂吸収効果が低下するとあるが、樹種にもよるが林齢が60年でもまだ若いように感じる。林齢が60年生を超えたらCO₂吸収量が減るのか。この考えは国も同じか。

(事務局)

データ上は、林齢が60年生を超えても吸収しないことはないが、45年生以下と比べるとCO₂の吸収量が緩やかに落ちてくる。

ただ、まったく吸収しない訳ではない。

(委員)

国の考えはそうかもしれないが、個人的には高齢級であってもそうならないと思う。

(委員長)

私もデータを見たことがあるが、林齢が大きくなると緩やかに吸収量が落ちると思う。

(委員)

それは測定の結果ではあるが、林齢が大きくなれば樹高や枝、幹の成長が緩やかになるのは間違いないと思う。

(委員長)

林齢が60年生を超えると、搬出することで経済活動になるからと理解していたがどうか。

(委員)

60年生であれば、柱材としては利用されることが多いと思う。

(委員長)

それでも経済的に見合わないとの意見が山側にはあるとすればちょっと意外である。利用を目的とする造林作業であれば、このような回答となるのかと思う。

(委員)

資料1のP2にある「高知水源林育成士制度」があることは知っていたのか。今までこのような取組と関わりが無かったのはどうしてか。

森林環境税の用途としては水源かん養と公益的機能の増進であった、元々CO₂の吸

収ではなく、水源林であったように思う。

最近になって地球温暖化の問題でCO₂の吸収がクローズアップされてはいるがやはり水源管理が高知の山には大切なことと思う。今回初めて知ったが、水源を確保する適切な森という視点が必要と思う。

(事務局)

森林環境税の考えと合致するので、是非森林環境税の事業を活用していただきたいと考えている。

(委員長)

他に意見がないようなので、次に移らせていただく。

【2】平成30年度森林環境税活用事業予算の概要について（資料2）

(事務局) 資料2に基づき説明

(委員長)

何かご質問はあるか。

(委員)

資料2のNo.2みどりの環境整備支援事業だが、今度の決算見込み額が少なくなったのは要望量が減ったとのことであるが、要望量が減った理由はどの様に把握しているのか。

(事業担当課)

要望量が減った理由としては補助の対象となる45年生までの森林面積が人工林全体の森林面積に占める面積の割合が19%まで減ったことになった。

そのため、逆に言えば利用可能な森林が非常に増加しており、林業事業体の経営が搬出間伐にシフトしてきていることにより、切捨間伐が減ってきている。

(委員)

平成30年度当初予算額21,000千円であるが、今年度使わなかった金額以上の予算としているのはどうしてか。

一度切捨間伐した場所は申請しないと思うが。そのため、予算額としては大きいように感じる。対象面積が減少しているなかで要望量がこれくらいあるのであれば理由とし

て判るが。

(事業担当課)

対象となる森林が減ってはいるが、保育間伐が必要な森林はあるので、一定林業事業者からの要望はあるため、できるだけ平成 30 年度の計画量に近づけていけるよう努力していく。

(委員)

平成 30 年度はシカ対策に力を入れており大変期待している

また、保育間伐の対象森林が年々減少するのは判るが、県として木材増産に力を入れていることから県の森林環境税は搬出間伐には使えないものか。

(事務局)

そもそも県の森林環境税は荒廃森林の整備などの森林保全活動が中心であり、搬出間伐となると森林経営がメインとなる。

(委員)

林業経営者でなく、県が力を入れている自伐林家の活動でも使えないのか。

また、切捨間伐だけに使うのであれば、条件不利地が中心の国の仮称森林環境税と使途が重なるのではないか。

もう一度県の森林環境税の使途として見直しを行い、搬出間伐へ支援してはどうか。

(事務局)

国の仮称森林環境税は森林所有者が不明などの森林が対象であり、県の森林環境税は森林所有者自ら整備する森林が対象であるため、対象森林が重なることはないと考えている。

(事務局)

経済活動としての林業振興は県の産業振興計画を中心に取組んでいる。

一方、県の森林環境税は元々、森林環境保全の問題を県民みんなの問題として捉え、特に県民税に 500 円上乗せし、県民に意識していただきながら自ら行動していただくとともに、緊急的に間伐も行ってきた。

本来、森林の整備は森林所有者が経済活動として行うべきであるが、材価の低迷などにより森林の整備が難しくなってきたことから、県民に協力していただくこととして森林環境税がスタートしたことから、産業振興は県の基本的な施策で、環境面の支援は森林環境税で対応するとの考え方で行っている。

(委員)

搬出間伐に使えないのは残念ではある。

(委員長)

森林環境税は個人の資産形成には繋がらず、環境面に影響のあるところへの支援が目的であるとの説明かと思うが。

(委員)

災害発生時に山から立木が流れてきているので、切捨間伐で山に伐採木を放置するのは危ないと思う。

できるだけ、間伐したら山から搬出することを考えてはどうか。また、バイオマス燃料として利用できるし、防災面からも搬出することは環境的にもいいのではないか。

(委員長)

貴重なご意見として、これからの森林環境税のあり方として生かしていただきたい。

(委員長)

昨年発生した台風で大規模な風倒木が発生して大変である。

今までは水源林の整備であり、CO₂吸収への対応が中心であったが、今後は災害への対応などの観点を持つなど次のステージに移ってもいいのではないか。

(副委員長)

台風被害地の木材は搬出することがまず出来ないことと、搬出しても利用価値がないとの話をよく聞くことがある。

今回は補助の対象とならない森林が多く被害を受けており、どこからも支援がないことから、森林環境税を活用できないか検討していただけたらありがたい。

また、バイオマスの支援も必要だが、搬出への支援としてはアクセス道の整備が必要なので、防災面からも森林環境税で対応できないか検討してはどうか。

(事業担当課)

台風被害による風倒木対策については、現在、国の造林事業に風倒木の補助があり、これまでも活用してきた。

今年のような大規模な被害は久しぶりであり、こういった被害がいつ起こるか判らないこともあり、実際にどれくらい経費が掛かるか調査をし、今後の検討材料としていきたいと考えている。また、風倒木処理に森林環境税が使えるのか検討していきたい。

(委員)

先ほど話のあった作業道については森林組合でも開設しているが、まだまだ足りない状況ではある。

県の施策として積極的に取り組んでいただいているが奥地は急峻地が多くあるため、必然的に作業道の開設単価を上乗せし、奥地にアクセスしやすい道を開設していくことで、未整備森林へのアプローチがしやすくなる。

特に、山奥の森林所有者は高齢の方が多く、実際に山に入ることも難しいことから、経営意欲が無く悪循環に陥っているため、森林組合では搬出間伐を行い、利益を森林所有者に還元することで経営の意欲がでてくるため、結局は水源保全など森林環境の保全にも繋がってくることから、作業道の上乗せ補助を考えていただきたい。

(事業担当課)

今までは、利用期の森林が少なく保育間伐が中心であったことから、幅員の狭い作業道を整備してきた。

現在、利用期に入った森林が人工林の約8割を超えるくらいとなっているため、基幹道の整備が必要とのことから、各林業事務所毎に「林道整備促進協議会」を設置し地域の実情に合わせた森林の集約化を図り、木材の生産に繋がるような取組を進めていきたいと考えている。

(委員)

資料2にあるNo. 6 環境学習推進事業で説明のあった「森の子ども会議」はどんな取組なのか。実施回数を増やすとのことだがどういった意味で回数を増やすのか。

それと、No. 10-3 森林環境学習フェアは昨年度まで行っていた「木造住宅フェア（もくもくランド）」のリニューアルとのことだが、今まではどのような予算で行っていたのか。また、どういった経緯で森林環境税の予算となったのか。

あと、No. 15 木育推進事業は、どんな方法で乳幼児に配布するのか。また、単独なのか子育て支援を行っている部署と連携していくのかお聞きしたい。

(事業担当課)

森の子ども会議について説明する。

この取組みは平成29年度から実施しており、今年度は2回開催し、趣旨としては小学校から高校生が森に入ってそこで実際に色々な自然体験をし、その場で話し合いをする等の企画を行った。

来年度は4月中に検討会を開催し、どういった内容にするか委託業者と協議を重めていくこととしているため、実施回数などはまだ決まっていない。

そのことから、目標値として満足度80%以上としている。

(委員)

森の子ども会議を増やすとは回数なのか場所を増やすのか。

(事業担当課)

今年度は参加者が少なかったこともあり、来年度では回数や内容を充実させるなど、少しでも参加者が増えるよう努力したい。

(委員)

森の子ども会議は素晴らしい試みではあるが、この会議は森が大事だとの価値観を高めるための会議なのか。

(事業担当課)

最終的にはそのようなことになる。

ただ、参加する子どもたちが日常と違い実際には自然に入って、触れてもらい、子どもたちで話し合い考えるための取組みとしている。

(委員)

私からの課題提案であるが、年齢に応じてものの感じ方が変わるため、団体等から指導者を派遣したとしても、どこまで発達の連続性を踏まえた体験ができるのか。

また、実感を持って学びとなる前段階の体験を生かす場がない時期に、どれだけ五感が育てられ、活動の焦点が年齢に応じたものにならないのではないのか。

子どもたちは自分の感覚を拠り所にしており、発達に応じた学習内容になるような視野を持って指導していただきたい。

(副委員長)

なぜ目標値が満足度なのか。

また、子どもたちが話し合ってそれが次に繋がる話し合いだと思うが、自分たちのこれからについて話し合うのか。それとも自分たちが体験した場所の将来について話し合うかで満足度なのか、その意見が次に繋がっていくかで、子どもたちの満足度が違ってくるため、是非、子どもたちから出た意見は社会に繋げてあげていただきたい。

(事業担当課)

環境について考えながら、最終的には自分、またはフィードバックして環境に生かすことが出来ればいいと思う。

また、なぜ目標値が満足度 80%かと言うと、数字的には出しづらいためアンケートで集計、実施にそれをもとにその成果を還していきたい。

(副委員長)

もし、いいアイデアがあれば是非体験したいと思う。

(委員長)

県民への還元はどうなるのか。もう少しアウトプットを検討すべきである。

(事務局)

先ほどリニューアルであるとの説明であったが、来年度実施する森林環境学習フェアは、新しく開催する森林環境学習のための啓発イベントであり、目的は従来行っていた木造住宅の普及啓発だけではなく、木材利用が森林環境の保全に役立っていることなどを県民に広く啓発するイベントとしたい。

また、経費については、今までは木材普及促進協会に対する補助事業として、実施主体として開催していたが、今回は県の委託事業として実施する。

また、実施内容も第二回基金運営委員会でも指摘があったため、今まで実施してきたイベントとは違った内容にするよう、仕様に明確に書き込み、現在プロポーザル方式により委託業者の募集を行っている。

(副委員長)

木材普及促進協会への補助金予算額はどれくらいだったのか。

また目標値を参加人数としているが、これだと毎年目標上げていくこととなり、最終的には無理が出てくるなど、手段と目的が異なることで赤字体制となりかねない。

従来は木材普及促進協会がしっかり自主性を持ってやっていたが、県が直接関与することとなれば自主性が損なわれることを危惧している。

そのためにも場を提供するだけではなく、きちんと経費を出しあいながらお互いがやっていくような形とするよう、プロポーザルの審査においてもその部分の視点がいるように思う。

(事業担当課)

木材普及促進協会への補助金は補助率は1/2で、予算額は4,500千円である。

(事務局)

平成30年度は委託事業として予算額9,000千円、木材普及促進協会との実行委員会方式として、木材普及促進協会からも負担金をいただく。

(事務局)

平成 29 年度の事業費としては 13,000 千円を超えており、そのうち、補助金が 4,500 千円であった。

平成 30 年度は県が 9,000 千円だけ負担し、残りは木材普及促進協会が負担金することになる。

(副委員長)

補助金が倍になっただけか。

(事務局)

補助対象経費分として会場設営等などの必要最小限の経費のみ予算化している。

(副委員長)

主催はどこか。

(事務局)

共催として県と木材普及促進協議会となる。

フェア開催経費のうち、場所の設営費等の経費のみを県が負担することとなる。

(事務局)

今までは補助事業として木造住宅の普及啓発として行っていたが、平成 30 年度からは森林環境の学習を目的としたイベントを開催し、そのイベントの中に木材利用のコーナーもあるが、メインは森林環境学習である。

(副委員長)

森林環境学習フェアの開催場所はどこか。

(事務局)

開催場所は集客力が一番ある高知市中央公園で行う予定である。

(副委員長)

高知市中央公園の規模で森林環境学習を行うのはすごく難しいのではないか。

(事務局)

高知市中央公園であれば気軽に来場されるし、別会場、たとえば「ぢばさんセンター」であれば、初めからその目的を持った方しか来場しないのではないか。

普段から関心が薄い方が来場することで、森林環境の重要性を理解していただけるのではないか。

啓発イベントの課題は、目的を持った方しか来場しないことであり、それを打開するためには、不特定多数の方が来場しやすい場が必要ではないか。

(副委員長)

木造住宅フェアなら産業界がかなり参加していただけるが、森林環境教育となら産業が入る余地がないのでは。

(事務局)

もちろん、産業界からの参加は否定しないが、単なる住宅の販売でないことを目的として行いたい。

(副委員長)

住宅以外の森林環境関係など関係企業が入ってくることになるのか。

(事務局)

そのとおり。詳細についてはこれからとなるが、目的に沿った展示内容にしていきたい。

あと、森林ボランティアの募集コーナーや活動内容のPRなどを予定している。

(委員長)

いろいろなご意見もあったので、イベントの開催については十分に効果的に実施していただきたい。

また、このイベントは今後も継続して行うのか。

(事務局)

実際に開催してからはなるが、開催満足度80%を目指しており、アンケートなどを通じて得られた声を聴きながら継続すべきか判断したい。

(事業担当課)

木育推進事業ですが、対象となるのは3歳児までとし、先ほども話があったが連携として、市町村に補助することとしている。

また、市町村が行う乳幼児の定期健診などを通じて配布することを想定しているが、配布の仕方は市町村に任せることが合理的であると考えている。

(委員)

高知で子育てすればこんなに良いことがある。といった視点があればいいと思う。

市町村でバラバラな対応ではなく、子育て支援として県の方からプログラムを提供するなど、県としてボリューム感のある支援があれば楽しいのではないか。

市町村ごとに強みがあるが、そこで子育てする方に対して、然るべき部署で対応していただきたい。

(事業担当課)

この事業は子どもが使うものとしてあまり安価なものにしたいくないので、補助率は1/2ではあるが、補助限度額としては5,000円までを考えている。

今のところ確実に実施していただけるのは市町村は2つだが、要望調査の結果、11市町村から要望があった。

また、プログラムというよりは県産材を使っていた玩具とか、食器を作っている所を紹介させていただくことになる。

(事務局)

木製玩具を配る際、木材利用が森林環境の保全に繋がっていることを紹介できるチラシも一緒に配布できたらとは考えている。

今後は、もっと要望が増えれば内容を見直すなど柔軟な対応を検討したい。

(委員)

広島県では子供が生まれたら民間企業と協力しながら、段ボールいっぱい物を配っており、大変夢がある。

中には木製品が欲しい人と要らない人もおり、いっぺんにいろんな物を頂ける方が、高知に来てよかったと思えることもあり、各課バラバラではなく連携していただけたらいいのではないか。

(委員)

資料2のNo.10-2の森林環境税情報誌「mamori (マモリ)」だが、唯一の紙媒体による森林環境税をPRしているが、事業費を減額したのはなぜか。

(事務局)

配布先の見直しや掲載ページ数を見直すこととしたことで、事業費が少なくなった。

また、掲載内容についてもより楽しめる内容の充実を図れないか検討していきたいと考えている。

(事務局)

森林環境税の理解については、かなりの県民が知っているが、若干であるが、認知度が下降傾向にあるため、広報自体には力を入れてはいかなければならない。

ただ、森林環境税を活用した広報だけではなく、県が行っている様々な広報媒体を活用し、森林環境税の広報を行う方針とすることとした。

(副委員長)

資料2のNo. 11-3 森林環境保全活動ツアーは効果が薄いこともあり、県が行うべき事業なのか疑問である。

バスツアーは体験することが目的であれば、県が企画するのではなく、県民の方が行きたくなるような動機づけがあればいいのではないかと。

例えば、県が行っている龍馬パスポートにグリーンパスポートといった内容を追加すれば、いろんな方がパスポートを埋めたいという動機づけができ、勝手に活動していただけのため、その方が効果的な動きになるのではないかと。

県がバスツアーを企画するのは大変負担があることを懸念している。

(事務局)

今年度、11月11日のこうち山の日に別事業でバスツアーを計画し、甫喜ヶ峰森林公園内のアセビの森で森林整備活動を行ったが、普段木を切ることがない子ども達や家族などから、大変好評であった。

ご指摘のあるように、県自ら実施するよりは促す方法が良いとは考える。平成31年度に向けて検討していきたい。

(副委員長)

高知県下では体験学習関係のイベントをいろんな所が開催しており、結構参加される方も多いと思う。

今後はいろんな方法を検討していただきたいが、やはり動機づけが鍵となると思う。

(委員)

高等学校課の事業である高校生森林環境理解と森林環境税情報誌「mamori (マモリ)」を絡めることが出来ないか。

折角の機会なので、高校生の成果を誌面を使って発表すれば高校生のモチベーションや地域への貢献度も違ってくるのではないかと。

ただ、予算の数字が羅列されているようなや誌面よりかはいいのではないかと。

また、それにより予算額が増えたとしても問題にはならないのではないかと。

(事務局)

今までも特集コーナーでいろんな方の活動を紹介してきていたので、今言われたようなことは今後も特集コーナーを設けて是非、紹介していきたいと思う。

また、それ以外でも何か載せたらよい内容があれば紹介していきたい。

(委員)

資料2のNo.14にある木の香るまちづくり事業だが、学校施設等への木製品導入については職員室は対象外となっているのはなぜか。

以前この事業を活用して積木を購入したが、手が滑って怪我が多かったため、業者に相談したが県産材は玩具には向かないと言われたことがある。

そのため、専門の業者以外の生産者を見つけることも難しいうえに、同じ失敗はしたくないとの思いがあることから、子供用の木製品導入はハードルが高いように感じている。それに比べ、職員が使う木製品であれば問題がないことから、なぜだめなのか教えていただきたい。

(事業担当課)

一般的に職員が通常使うスペースに補助金を充てることは、利用効果が限定されることになり、不特定多数の方が利用される玄関やロビー等と違い、利用者が限られる職員室は今のところ補助要件として認めていない。

(委員)

実際に不特定多数の方が来るのは職員室の方である。

その他の施設の利用者は園児かその保護者である。

(事業担当課)

ただ、常に不特定多数の方が職員室に来るわけではないので対象としてはいないが、意見として参考にさせていただく。

また、例えばであるが市町村等の庁舎整備まで補助対象とすることは効果的でないことから対象としていない。

(委員)

この木の香るまちづくり事業を活用して感じたのは案外使いにくいと思った。

(事業担当課)

業者によっては得意、不得意があるが、県内には県産材を使って玩具や食器を製作し

ている業者もいるので、相談いただければ要望にマッチした業者を紹介させていただきたい。

(委員)

森林環境学習フェアについては、成果目標をどうするかは難しいこともあり、参加人数が一番測り易いとは思いますが、全体的には出口となるところが重要になると感じている。

自分の仕事でも移住者を増やすのは難しいのでまずは関わっていただける方、いわゆる関係人口を増やす取り組みが必要と思われる。

そのためにも、森林環境学習フェアにより森林の理解を深め広げていくためにも各事業を取組んだ後、何か関わることが必ずあるような状況を意識して取組んでいただきたい。

また、社会の構造として先ほどにも話があった木製玩具を製作する業者が少ないのであれば、政策として将来的に増やす取組みをしていくなど、出口を意識して各事業を取組んでいただきたい。

(委員長)

他に意見がないようなので、次に移らせていただく。

それでは、いただいた意見は是非、反映させていただきたい。

【3】平成29年度森林環境税活用事業予算見積りの決算見込み額について（資料3）

(事務局) 資料3について説明

(委員長)

何かご質問はあるか。

(副委員長)

資料3のNo.3森林・山村多面的機能発揮対策支援事業の目標値60haは少ないように思うが、間違いではないのか。

(事務局)

この事業は国の森林・山村多面的機能発揮対策支援事業に対する上乗せ補助であり、当初の目標値は国への交付金申請時の数値であった。

各事業体からの申請を改めて集計すれば実績見込み値程度になる。

(委員長)

他に意見がないようなので、次に移らせていただく。

【4】国の森林環境税の状況などについて（参考資料1、2）

(事務局) 参考資料1及び2について説明

(委員長)

何かご質問はあるか。

(副委員長)

国の仮称森林環境税だが、市町村にかなりの権限が与えられるが、ほとんどの市町村は林業担当者が兼務しているため、この責務を担えないと思われるが、県としてどのように支援していく予定なのか。

(事務局)

市町村の規模や森林面積に違いがあり、組織の体制にばらつきがあり、専門的な人材がいない市町村もある。また、法案では市町村の業務を県が代行できる仕組みも設けられており、対応としては県がその業務を代行するか、もしくは近隣の市町村と連携して取り組むことも可能となっている。

今後は市町村が森林整備に関して主体的に取り組むなどその役割が重くなっていることもあり、その責務を担う職員の育成が必要であることから、県としては具体的な内容は決まっていらないが、市町村への支援や人材の育成、現場担い手の確保など行うことになるのではないかと。そのためにもこの制度がスタートするまでにしっかりした仕組みを考えていきたい。

(副委員長)

市町村には林業職がいないため、新たに育成することはすごく難しいことから、県に支援していただきたい。

(委員長)

その他にご質問はあるか。

4 その他

(事務局) 今後のスケジュールを説明

(委員長)

最後にご質問はあるか。

(委員)

先ほどの説明であった森林環境保全基金の積立金の残額は年々増加しているのか。

(事務局)

森林環境保全基金の積立金残額は第一期から積み立てたものが最大2億円近くあったものが第三期当初では3千万円まで減っていたが、年々積立額が増加し、第三期末現在で1億円を超える金額となった。

ただ、今後は平成30年度予算ベースで活用されれば、第四期末にはすべて使いきれるところではないか。

(委員)

国の仮称森林環境税について市町村はできるのか。

平成31年度から仮称森林環境譲与税として市町村に配分され、森林組合等に委託し森林整備を行うことになるが、条件不利地となれば森林組合等であっても難しいのではないか

国の仮称森林環境税の仕組みとして新しい使途でないと事業の対象とならないのであれば、今後どうすれば有効に活用されるか、長期的な視点に立って考えていただきたい。

(事務局)

市町村主体で行うのは現状では難しいため県の支援は必要であり、県としての役割を果たしていく必要がある。

ご指摘のあった条件不利地の森林整備は困難であるが、平成31年度から配分される仮称森林環境譲与税を毎年使い切るのは無理なので、市町村において基金を設置することが必要と思うし、使途としては森林整備以外にも使えることから、都市部での木材利用をすることが森林整備につながるなど、好循環になればいいと考える。

今後、県としてどうやって支援していくか、市町村と協議しながら平成30年度中には仕組みを整えたいと考えている。

(事務局)

現状として、配分があってもすぐに森林整備が行える訳ではなく、法案の中には森林所有者の責務を含んでおり、森林の管理を放棄した段階で初めて国の仮称森林環境税の

対象森林となることから、市町村としては現状把握が先になると思う。

また、平成 30 年度から林地台帳がスタートすることから、森林の情報整理が進むため、それらを活用しながら森林所有者の意思確認などを進めることになるので、実際の森林整備はもう少し先になるのではないかと。

(副委員長)

平成 30 年度から取り組まれる林道協議会との連携は念頭に置いているのか。

森林管理権を市町村が持つとなれば、林道などを効率的に配置するなど、広範囲で検討することができ、基幹となる林道の開設によって森林の整備が全然変わってくると思うが。

(事務局)

そのとおり。参考資料 2 にあります森林管理システムとは、今まで集約ができなかった森林を市町村がまとめ、意欲のある事業体に整備を委託する仕組みである。

その中にはどういった道を開設すれば効率的な施業ができるのか、といった計画を立てるなど、市町村が意図をもって集中的に集約することが可能となるため、地域の森林整備を進めていくための手段として、この森林管理システムを活用できるものと思う。

(委員長)

ほか、特になければ、今日の委員会を終了する。

以上で閉会